

## 第 149 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 22 年 2 月 24 日  
開催場所 : 八王子市役所 905 会議室

## 第 149 回八王子市青少年問題協議会会議録

日時 平成 22 年 2 月 24 日（水）午前 10 時～11 時 30 分

場所 八王子市役所 9 階 905 会議室

出席者	八王子市長	黒須 隆一 会長
	八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	河南 聰捷 副会長
	八王子市議会議長	市川 潔史 委員
	八王子市議会文教経済委員会委員長	鈴木 勇次 委員
	八王子市議会厚生委員会委員長	荻田 米蔵 委員
	八王子地区保護司会代表	大竹 通夫 委員
	八王子市内私立高等学校校長代表	岡本 武男 委員（代理出席）
	八王子市立中学校長会代表	大矢 芳生 委員
	八王子市公立小学校長会代表	高橋 純一 委員
	八王子市立中学校 PTA 連合会代表	石崎 朝子 委員
	八王子市立小学校 PTA 連合会代表	百瀬 匡子 委員
	八王子市教育委員会教育長	石川 和昭 委員
	八王子警察署生活安全課長代理	江尻 茂 委員（代理出席）
	高尾警察署生活安全課少年第一係長	和栗 米夫 委員（代理出席）
	南大沢警察署生活安全課生活安全課長	玉川 司 委員（代理出席）
	東京保護観察所立川支部統括保護観察官	松尾 昭彦 委員
	多摩少年院長	泉 俊幸 委員
	八王子少年鑑別所長	馬場 明子 委員
	八王子市生活安全部暮らしの安全安心課長	荒木 紀行 委員（代理出席）
	八王子市健康福祉部保健担当部長	早川 和男 委員
	八王子市こども家庭部長	菊谷 文男 委員

（事務局）

八王子市こども家庭部子どものしあわせ課長	設楽 聖一
八王子市こども家庭部児童青少年課長	八木下 輝一
こども家庭部子どものしあわせ課	市川、辻野、佐藤

## 配付資料

第 149 回八王子市青少年問題協議会次第

第 149 回八王子市青少年問題協議会資料

第 149 回八王子市青少年問題協議会座席表・名簿

八王子市青少年健全育成基本方針及び平成 22 年度重点目標【分科会案】リーフレット

八王子市青少年健全育成基本方針平成 21 年度重点目標リーフレット

八王子少年鑑別所鑑別統計ダイジェスト（H21 年）

青少年心理相談リーフレット

ケータイ安全教室冊子

## 内容

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 議事

#### (1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針について

イ 八王子市青少年健全育成基本方針平成 22 年度重点目標について

ウ 平成 22 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

#### (2) 報告事項

ア 平成 21 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取組について

・ 八王子市各所管の取組

・ 各団体・機関の取組

イ 八王子市青少年問題協議会・分科会の委員構成変更について

ウ 平成 21 年度青少年健全育成事業について

#### (3) 平成 22 年度の協議事項について

#### (4) 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

イ 八王子少年鑑別所長から情報提供

ウ その他

### 4 閉会

## 議 事

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 議事

#### (1) 協議事項

#### ア 八王子市青少年健全育成基本方針について

##### 【事務局説明】

##### ◆ 八王子市青少年健全育成基本方針

- ・ 第 143 回 八王子市青少年問題協議会（平成 16 年 2 月 26 日開催）において、「八王子市青少年健全育成基本方針（以下、基本方針）は単年度ごとに変更せず、長期の方針として策定する。ただし単年度ごとには、重点目標を策定する。」と決定した。これにより第 144 回協議会（平成 17 年 2 月 22 日開催）で平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の基本方針を策定した。今年度は、次の平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の基本方針を策定する。
- ・ 基本方針は、スローガン、4 つの柱、序文、各取組の説明から構成されており、それぞれについて説明。
- ・ スローガンは変更無し。分科会委員より何度も訴える必要有りとの意見による。同様に理念と趣旨も基本的に変更しない。
- ・ 家庭での取組、「基本はしっかりとした家庭づくり」。家庭の果たす役割、保護者の立場、責務などを保護者が再認識する必要があるという意味を込めた。
- ・ 学校での取組、「地域と連携をとり、より開かれた学校づくり」。平成 18 年に教育基本法が改正、目指すべき教育の姿が掲げられ、それにのっとり八王子の教育も進める。学校公開・地域との連携をとり、地域ぐるみで人間性豊かな児童・生徒を育成する。
- ・ 地域での取組、「子どもの成長は地域で培う」。子どもたちが望む「自分の個性や適性を考える学習」を体験するのに、地域は最適の場。「地域で交流・体験できる場」「子どもたちとふれあう機会」を用意し、それらを支援する。
- ・ 市及び関係行政機関の取組、「連携とサポート体制の充実」。主題は変更なし。説明文中で、「市及び関係行政機関の相互の関係」について強化する文言を加えた。

### 【協議・質疑応答】

- 《文教》 基本方針の理念と方針について、「八王子っこ」っていう言葉が使われているが、どのような意味を込めているか。子どもの「子」を主人公にして、「八王子」を「はちおうじ」としたほうがよいのではないか。子どもを中心にしたイメージとしてそのほうがふさわしいのではないか。
- 《会長》 このことについて、以前何か議論があったのか。
- 《事務局》 前回と同じ表現だが、議論はなかった。
- 《会長》 地名は漢字で表現することが多い。八王子の「子」が漢字だからというのがあると思うが、最後の「子」をひらがなでということにも違和感がある。
- 《教育長》 このままでもよいと思う。
- 《会長》 内容については問題ないので表記の問題ということになる。
- 《青少対》 八王子は固有名詞で一般的に使われているため、ひらがなで表記することには違和感がある。
- 《会長》 八王子は漢字のほうがよい、あとは「子」を漢字にするかどうか。
- 《会長》 子どもの「子」は漢字で表現することにする。
- 《会長》 基本方針について、原案とおりに決定してよろしいか。
- 《各委員》 意義なし。
- 《会長》 原案のとおり決定とする。

### 【決定事項】

青少年健全育成基本方針は、一部修正の上、原案のとおりと決定とした。

## イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 22 年度重点目標について

### 【事務局説明】

- ◆ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 22 年度重点目標について
  - ・ 重点目標は、青少年健全育成において重点的に取り組む項目として周知するもの。スローガンは「携帯・ネット、親子で学びコミュニケーション。ルールを決めて正しく使おう」とした。家庭・学校・地域・行政で取り組んでほしい主な項目を定めた。
  - ・ 家庭は、家族で学習し話し合う。そしてルールを決めマナーを守ろうという取組。
  - ・ 学校は、子どもと保護者が携帯・ネットの使い方を学べるようにする、あいさつや声かけで子どもとふれあうことを呼びかける。
  - ・ 地域は、まちぐるみで「ふれあい」「コミュニケーション」を行い、学校の取組同様、あいさつや声かけで子どもとふれあうことを呼びかける。

- ・ 行政は、家庭・学校・地域の取組に役立つよう、携帯・ネットに関する情報収集・提供を行う。
- ・ 説明文。携帯・ネット問題が発生する原因、文部科学省が行った「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」の結果から特徴的な事項を記述。学習経験によって行動や意識に差があること、これにより「携帯・ネットについて親子で学習し、コミュニケーションをする」「携帯・ネットに関するルールを家庭で作る」と、スローガンに掲げたことを実行することが必要と訴える。そして、具体的な方法、フィルタリングについて記し、最後にもう一度ルールやマナーについて呼びかけるようにした。

#### 【情報提供】

##### ◆ 八王子警察署

- ・ 携帯・ネットの事件は、ネットオークション詐欺、ゲーム等の誹謗中傷、出会い系サイトのトラブルなどがある。八王子署では、これらの犯罪被害者の取り扱いはなかった。学校裏サイトに生徒に被害を及ぼす書き込みが1件あったが、学校の協力で生徒に被害はなかった。発信元を特定することはできなかった。

##### ◆ 高尾警察署

- ・ 高尾署も事案はない。少年対策本部で学校にセーフティ教室等で携帯・ネットの犯罪について指導をしている。

##### ◆ 南大沢警察署

- ・ 南大沢署も事案なし。出会い系サイトを通じての買春取り締まりをすすめていく。新入学前の保護者説明会では、フィルタリングの有用性について説明している。フィルタリングについて販売店への働きかけも行っている。

#### 【協議・質疑応答】

《会 長》 携帯電話を県条例で持たせないと決めているところもある。携帯電話と学力との相関関係もあるのではないかと感じる部分もある。

《中学長》 警察にお願いする事案ではないが、携帯電話に関するトラブルが多い。子ども達が携帯を手放すことができない状況がある。生活指導上、中学校はどこも課題を抱えている。この協議会で決定するスローガンをいかに保護者に浸透させていくかが課題。当然啓発活動は行っているが、なかなか理解が得られない。社会全体で規制するようなものも一方では必要なのではないか。

《会 長》 学校長の裁量で持ち込み禁止にできないか。

《中学長》 原則禁止だが、許可制で持ち込むこともできる。無断で持ってくることもある。そういう場合は、学校で預かって保護者に返している。

《会 長》 原則禁止は守られているか。

- 《中学長》 学年があがるにつれ守られない傾向がある。
- 《会 長》 小学校での状況はどうか。
- 《小学長》 所持率が低いのでルールを決めるまでには至っていない。塾通いのはじまる高学年では安全上の問題で持たせることも多いが、学校に持ってくるという状況はあまりない。
- 《会 長》 小学生の携帯電話保有率はどのくらいか。現在の社会環境をみて、保有率を掘っておく必要がある。
- 《小学長》 昨年保護者対象に、携帯電話に関する研修会を開催したが、参加率が低い。今年は4年生と保護者を対象に、「親子で学ぼう」という趣旨で行った。
- 《議 長》 小学校で研修を行ったということだが、だれが講師でどのような資料を使ったか。
- 《小学長》 PTA が講師を見つけて行った。警察でも協力いただけるということなので、今後も様々な方に協力をお願いしたい。
- 《議 長》 学校にパソコン教室を配備し、インターネットの勉強を行うよう指導がありながら、携帯電話はダメというのはおかしい。自転車教室は、警察や交通安全協会が行っている。同様に、警察の方が学校で実演・説明し、それを題材にして親子で話し合うことが必要。
- 《会 長》 学校長が主体的に方針を決めなければならない。学校に応じて環境が違うため、その学校の地域性に応じた基本的な学校のルールを、校長が中心となって決める必要がある。
- 《青少対》 学校の教室の管理者は先生、学校の管理者は校長、その管理権の及ぶ範囲で持ってきていけないものを持ってくるのは、生徒に対する管理が行き届いていない。保護者からの抗議に先生が対応できない。授業はできるがこういう危機的なことに対して先生は教えられない。教育委員会の協力を得て、まずはそういう教育を始めてほしい。
- 《会 長》 そういう実態はあると思う。フィルタリング等は販売する側でも徹底する必要がある。「安全の確保」という観点で反論があるかと思うが、学校では弊害が多いため使わせないなど、学校の責任としてルールを決めていくことは必要ではないか。
- 《青少対》 青少対で「携帯・ネットに関する使い方」の研修が6回しか実施しなかった。交通安全、万引きや薬物関係等、目の前にある事案を優先してしまっているが、先のことを考え、携帯・ネットについて取り組んでいくことも必要。
- 《会 長》 それぞれご意見を頂戴しましたが、平成22年度重点目標について、原案通り決定してよろしいか。
- 《委 員》 意義なし。
- 《会 長》 原案のとおり決定とする。

#### 【決定事項】

青少年健全育成基本方針の平成 22 年度重点目標は、原案のとおりと決定とした。

### ウ 平成 22 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

#### 【事務局説明】

- ◆ 平成 22 年度の青少年健全育成推進区域について、みなみ野地区と七国地区の指定を了承していただきたい。

《会長》 平成 22 年度青少年健全育成推進区域について、原案とおりに了承してよろしいか。

《委員》 意義なし。

《会長》 原案のとおり了承とする。

## (2) 報告事項

### ア 平成 21 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取組について

#### 【事務局説明】

- ◆ 八王子市各所管の取組
  - ・ 児童青少年課では、青少年健全育成指導員などを対象に、実際に携帯電話を使用し、危険性について疑似体験してもらう講座を実施した。
  - ・ 子ども家庭支援センターでは、小・中学生とその保護者を対象に携帯・ネットに関する講座を行った。
  - ・ 指導室では、生活指導主任や情報教育担当者を対象に研修を行った。
- ◆ 各団体・機関の取組
  - ・ 青少年対策地区委員会では、6 か所の単位地区委員会で研修を行った。
  - ・ 中学校 PTA 連合会では、昨年アンケートに引き続き、携帯ワーキンググループで活動を続けている。

### イ 八王子市青少年問題協議会・分科会の委員構成変更について

#### 【事務局説明】

- ・ 関係行政機関に移転・新設があり、これにより委員構成の変更を行った。協議会委員は東京家庭裁判所八王子支部長・東京地方検察庁八王子支部長を 2 名削減、東京保護観察所八王子支部長から東京保護観察所立川支部統括保護観察官に 1 名変更、南大沢警察署長を 1 名追加、24 名から 23 名の 1 名減となった。



- ・ 分科会委員は、東京家庭裁判所八王子支部主任家庭裁判所調査官が 1 名減、南大沢署が開設し、同署生活安全課長及び少年第一係長を委員に追加、20 名から 21 名の 1 名増となった。

## ウ 平成 21 年度青少年健全育成事業について

### 【事務局説明】

- ・ 青少年対策地区委員会では、青少年健全育成を図るため、37 中学校区で地域の実情に応じた活発に活動している。役員数は約 2,500 名で、多くの人々が活動に関わっている。
- ・ 青少年育成指導員は、現在 217 名で、巡回活動や青少年健全育成キャンペーン、健全育成協力店の指定、環境浄化の実態調査等の活動を行っている。

## (3) 平成 22 年度の協議事項について

### 【事務局説明】

- ・ 平成 22 年度の青少年問題協議会・分科会において、①青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標の策定、②青少年健全育成基本方針平成 22 年度重点目標に向けた取り組みの検討、③青少年に関する諸課題の報告・情報交換の 3 点を協議していただきたい。

### 【決定事項】

原案のとおり、平成 22 年度の協議事項を決定とした。

## (4) 情報交換

### ア 少年非行の現状と補導状況について

#### ◆ 八王子警察署

- ・ 平成 21 年の刑法犯少年は 338 人で、前年比 20 人減少。内訳は、犯罪少年 289 人と前年比 64 人減、触法少年 49 人で前年比 +45 人で大幅に増加、刑法犯の罪種別は、万引き 141 人、占有離脱物横領 56 人、自転車盗 30 人、この 3 種で全体の 67.2% を占める。
- ・ 少年補導は 899 件で前年比 265 件減少。内訳は深夜はいかいが 705 人、喫煙が 172 人で全体の 97.6% を占めている。その他は飲酒 12 人、ゲームセンターの立ち入り 5 人、家出等 2 人などとなっている。
- ・ 学齢別の内訳は小学生はゼロ、中学校 190 人、高等学校 529 人、各種学校 14 人、

有職者少年 57 人、無職少年 109 人。

◆ 高尾警察署

- ・ 平成 21 年は 26 名を逮捕。内容は公務執行妨害等、障害、性犯罪、恐喝、窃盗、覚せい剤等。書類送致事案は 80 名で、内容は傷害、性犯罪、車上狙い、万引き等。一番多いのは自転車盗難が 30 人、他に占有離脱物横領 21 件、万引き 18 件となっている。
- ・ 補導件数は 2,053 件で、内容は深夜はいかいがほとんど、高校生が 804 人、私立高校生 269 人、中学生 310 人、私立中学校が 1 人、他は喫煙が 263 人、飲酒 12 人などとなっている。深夜はいかいが全体の 86%を占めている。

◆ 南大沢警察署

- ・ 4 月 20 日開署のため 1 年のデータではないが、参考にしていきたい。
- ・ 少年補導は、多摩ニュータウン・八王子ニュータウンの新興住宅を抱えているので少年が多い。4 月 20 日以降の補導件数は 675 名で内訳は男 514 名、女性 161 名。
- ・ 学齢別は、小学生 2 名、中学生 214 名、高校生 318 名、その他 141 名。深夜はいかいは携帯電話が集合場所の連絡等、ツールとして使われている。
- ・ 行為別は深夜はいかいが 453 名、喫煙が 175 名、飲酒が 16 名、その他が 21 名。飲酒は中学生も含んでいる。
- ・ 刑法犯のうち万引きについては、4 月から 186 件のうち 70 件が少年で、その 80%が中学生。子どもの教育より家庭の教育が必要だと感じている。

【質疑応答】

《文 教》 健全育成の中で加害者の側からの報告が多いが、被害者になるということが信頼した人間関係を作っていく上で障害になるケースがある。子どもたちがどんな被害にあっているのか掴みきれないが、私たちも目を向ける必要があると感じた。

《私立高》 家庭教育の低下が謳われているが、非行少年の背後には必ず家庭がある。行政として、家庭教育の健全化を協力にアピールする必要がある。家庭教育の低下と言ってもピンとこない部分もあるが、警察署からの意見なども参考にしながら、スローガンをもっとアピールしていいと思うので実行していただきたい。

イ 八王子少年鑑別所長から情報提供

【少年鑑別所長から説明】

- ・ 八王子少年鑑別所に入っている子どもは、八王子市内だけではなく多摩地区で事

件を起こした子が入っている。全国的には平成 12 年から 16 年にピークがあり、その後は減少の一途をたどっているが、多摩地区は横ばいが続いている。当所に入っているのは、半数が中高生。非行は万引きや引ったくりといった財産犯が一番多く、その次は傷害や恐喝などの粗暴犯が多い。大半の子は審判の結果、社会に帰っていく。その間に非行の原因や立ち直りについて、その子の立場から調査をしている。

- ・ そこで判明した非行の原因には、家庭の問題、情報化進展の弊害等がある。それに加えて少年たちの加害と被害は表裏一体で、子どもたちが色々な意味で被害を受けている、大人から関心を受けてもらえない、指導をしてもらえない、その中で非行少年が育っていく。いじめや虐待の被害を受けた子どもも 25% ぐらいいる。社会の中での居場所を見つけられず、似たような仲間を引き込み非行を繰り返している。今日の話にあった、家庭づくり、地域づくり、人との絆づくりは、少年非行を防止する上でもとても大事なこと。
- ・ 少年鑑別所は地域支援活動の一つとして、心理相談を行っている。私たちの知識や経験を、地域における青少年の健全育成支援に役立てていただきたいと考えている。どんな子どもたちが非行に手を染めるのか、どうやって立ち直るのか、依頼していただければ学校等での研修も行う。子育てや生徒指導で困ったことがあれば一般相談として受けることもできるので連絡してほしい。

## ウ その他

### 【事務局】

- ・ 机上に携帯安全教室の冊子を配付した。育成指導員向けの教室で使用したもの。参考としていただきたい。

### 【高尾警察から説明】

- ・ 仏教会の協議会に参加し、子どもの安全について協力したい旨の話があった。各お寺に「駆け込み警察 110 番」の掲示をし、地域での見守り活動を行う。さらに仏教会から提案があったのだか、地域の方が通学時間帯に警戒通学路で見守りを行っているが、登下校が終わると解散してしまう。その後も 1 時間程度、関連団体と協力しながら見守りしたほうがよいのではないかと提案があった。
- ・ また、各学校で実施しているセーフティ教室について、年 1 回だけでは浸透しないため年 2 回程度実施させてもらいたい。

## 4 閉会